

解説付

【フラット35】

【フラット35】S

【フラット35】S(20年金利引下げタイプ)

技術基準対応

枠組壁工法住宅工事仕様書

平成 22 年改訂
(全国版)

この仕様書はフラット35の設計検査、工事請負契約等に添付してお使いいただくことができます。

監修 独立行政法人 住宅金融支援機構
発行 財団法人 住宅金融普及協会

基準	記 載 内 容	表 記 方 法
告示※	告示本文に係る事項	該当箇所を_____で表示
	告示ただし書き等に対応する事項	該当箇所を_____で表示
フラット3.5技術基準	全ての住宅に適用となる事項	該当箇所を_____で表示
	住宅の構造、フラット3.5S、フラット3.5S(20年金利引下げタイプ)の種類に応じて適用となる事項	該当箇所を_____で表示

※平成13年国土交通省告示第1540号の第1から第8及び同告示第1541号の第1から第2

枠組壁工法住宅工事仕様書

平成 22 年改訂
(全国版)

この仕様書はフラット 3 5 の設計検査、工事請負契約等に添付してお使いいただくことができます。

建 築 主	住 所
	氏 名 ㊞
工事施工者	住 所
	氏 名 ㊞
設 計 者	住 所
	氏 名 ㊞
工事監理者	住 所
	氏 名 ㊞

目 次

仕 様 書 の 使 い 方	1
フラット 3 5 技術基準適合仕様確認書	4
フラット 3 5 S について	5
フラット 3 5 S 技術基準適合仕様確認書	6
フラット 3 5 S (20 年金利引下げタイプ) について	11
フラット 3 5 S (20 年金利引下げタイプ) 技術基準適合仕様確認書	12
〔第Ⅰ章〕 工 事 概 要	17
〔第Ⅱ章〕 工 事 仕 様 書	21
〔第Ⅲ章〕 フ ラ ッ ト 3 5 S 工 事 仕 様 書	265
〔第Ⅳ章〕 フラット 3 5 S (20 年金利引下げタイプ) 工事仕様書	329
付 録	369

仕様書の使い方（必ずお読みください）

1. 仕様書の位置付け

住宅を設計・施工するためには、設計図面には表せない施工方法や、使用材料、仕上げ程度などについても決めておかねばなりません。仕様書は、設計図面に表せない事項を補足するものとして極めて重要なものです。つまり、設計図面に描かれた住宅を適切な材料と施工方法により建設するためには仕様書は不可欠なものです。

工事がある程度進んだ段階や竣工した後で、建主が考えていたものと相当異なる仕様であったりすると、建主・施工者間のトラブルになってしまうことが想定されます。このようなトラブルを防止するためには、建設する住宅について事前に十分打ち合わせを行った上で設計図面とともに仕様書を作成し、工事請負契約内容の一部として位置付けることが重要です。

本仕様書は、前述のことを支援するため、設計者にとっては、設計の都度仕様書を作成する手間と経費を削減し、また、建主にとっては、工事を安心して施工者に任せることができるよう、標準的な仕様をまとめ、広く皆様にお使いいただけるように作成したものです。また、省エネルギーやバリアフリー等の政策的課題に対応した住宅の普及を促進し、住宅の質の確保にも貢献できるように、住宅金融支援機構の技術的基準である、フラット35技術基準に対応した誘導的な仕様も盛り込んでいます。なお、本仕様書は、平成22年1月1日現在の関係規格等を勘案して作成しています。

以下に本仕様書の活用方法を列挙します。

①工事請負契約書に添付する仕様書として

発注者（建主）と請負業者（施工者）間の工事請負契約時には、配置図、平面図、立面図等の設計図面の他に仕様書を契約図書として用意することが必要です。

当協会で作成している標準的な工事請負契約書においても、設計図面とともに仕様書を契約書類として位置付けています。

本仕様書は、様々な標準的仕様を列挙しているものですので、ご自分の工事内容にあわせて採用する仕様項目を選択し、あるいは、適宜添削してご利用ください。（3ページ参照）

②設計・施工の技術的解説書として

本仕様書には、技術的な事項の理解を深めるために用語解説、参考図、付録等をあわせて掲載していますので技術的な解説書としてもご利用いただけます。

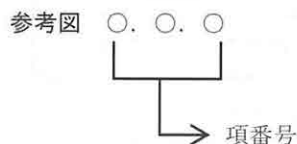
【枠線欄外の解説部分の読み方】

枠線欄外の解説部分は、仕様書の内容をご理解いただき、建築工事現場をご覧になる際などの参考にしていただくために作成したものです。

この解説部分には、用語の解説（用語）、関連する法令に係る事項（関係法令）、施工方法の解説（施工方法）、その他留意事項（留意事項）を掲載しております。

仕様書は、工事請負契約の内容の一部になるものですが、この解説部分は、通常、工事請負契約の内容とはなりませんのでご注意ください。

（注）参考図番号は、下記に示すように関連する仕様書本文の項を表わしています。



例：参考図 3.4.3-1 ベタ基礎詳細例

（「3.4.3 ベタ基礎・基礎ぐい」に関する参考図 その1）

③フラット35の設計検査提出書類の一部として

フラット35を利用し、適合証明機関に設計検査を申請する場合には、申請住宅がフラット35技術基準に適合していることを確認できる設計図書の提出が必要です。

本仕様書には、フラット35技術基準に関係する仕様について整理した「フラット35技術基準適合仕様確認書」が添付されており、この確認書を活用することにより、ご自分の設計仕様がフラット35技術基準に適合しているかどうかを確認できるとともに、設計検査のための申請書類としても活用しやすいものとなっています。

また、フラット35S及びフラット35S（20年金利引下げタイプ）の申請の際にもご利用いただけるように、「フラット35S技術基準適合仕様確認書」及び「フラット35S（20年金利引下げタイプ）技術基準適合仕様確認書」が添付されています。設計検査申請の際に、ご自身の設計内容が各基準に適合しているかどうかをご確認いただけるとともに、設計検査のための申請書類としてもご利用いただけるものとなっています。

さらに、機構財形住宅融資に係る技術基準にも対応していますので、同融資の設計検査のための申請書類としてもご利用いただけます。

なお、設計検査申請書類として、本仕様書に他の独自の特記仕様書を添付することや、本仕様書以外の別の仕様書を用いることも可能です。

2. 本仕様書の構成及びフラット35技術基準等との関係

本仕様書は以下の5つのパートから構成されています。

- ① フラット35技術基準適合仕様確認書等（フラット35技術基準に関連する仕様部分を整理した一覧表）
- ② 工事概要（住宅の概要や内外部の仕上げ表など、工事の概要を記載する表）
- ③ 工事仕様書（フラット35技術基準を含め、建物の工事一式について標準的な仕様を掲載）
- ④ フラット35S工事仕様書（フラット35Sを利用する際に必要となる仕様）
- ⑤ フラット35S（20年金利引下げタイプ）工事仕様書（フラット35S（20年金利引下げタイプ）を利用する際に必要となる仕様）

本仕様書は、建築基準法に基づく告示等及びフラット35技術基準に基づく仕様を記載しています。

本仕様書に掲載されている事項のうち建築基準法に関連する部分は、原則として告示等により示された仕様を記載しています。構造計算による場合及び国土交通大臣の認定を受けた仕様による場合は、本仕様書によらないことができますので、違法建築物とならないことをよくお確かめの上、該当部分を添削してご利用下さい。

工事仕様書の「3. 土工事・基礎工事」「4. 躯体工事」において平成13年国土交通省告示第1540号の第1から第8及び同告示第1541号の第1から第2に該当する箇所は、次表のとおりアンダーライン「_____」「_____」を付して表現しています。告示第1540号の第9、第10の規定又は告示第1541号の第3の規定に基づく構造計算による場合、国土交通大臣の認定を受けた仕様等による場合は、本仕様書によらないことができますので、違法建築物とならないことをよくお確かめの上該当部分を添削してご使用下さい。

また、フラット35技術基準に該当する箇所は、次表のとおりアンダーラインを付して表現しています。

本仕様書を用いてフラット35技術基準に適合する住宅を建設しようとする場合には、本文中のアンダーライン「_____」「_____」の部分はフラット35技術基準に該当する仕様ですので、訂正（添削）するとフラット35、フラット35S又はフラット35S（20年金利引下げタイプ）がご利用いただけない場合があります。「_____」の部分は、フラット35を利用する全ての住宅に適用となる事項です。「_____」の部分は、住宅の構造、フラット35S、フラット35S（20年金利引下げタイプ）の利用の有無に応じて適用となる事項です。

基準	記 載 内 容	表 記 方 法
告示	告示本文に係る事項	該当箇所を_____で表示
	告示ただし書き等に対応する事項	該当箇所を_____で表示
フラット35技術基準	全ての住宅に適用となる事項	該当箇所を_____で表示
	住宅の構造、フラット35S、フラット35S（20年金利引下げタイプ）の種類に応じて適用となる事項*	該当箇所を_____で表示

（※）具体的に適用する事項については、4～16 ページの「フラット35技術基準適合仕様確認書」、フラット35S技術基準適合仕様確認書」及び「フラット35S（20年金利引下げタイプ）技術基準適合仕様確認書」によりご確認ください。

【仕様書本文の工事内容に合わせた仕様例】

①本仕様書の内容から選択する場合

選択できる項目には、☐（チェックボックス）が付いていますので、選択した項目に☒（チェック）を入れてください。

3.4 平屋建又は2階建の基礎工事

- 3.4.1 一般事項
- 基礎は、1階の外周部耐力壁及び内部耐力壁の直下に設ける。
 - 基礎の構造は地盤の長期許容応力度に応じて、次のいずれかとする。ただし、1階の内部耐力壁直下の基礎は、床ばりに代えることができる。
- ☐イ. 布基礎（長期許容応力度 30kN/m²以上）
- ☐ロ. 腰壁と一体になった布基礎（長期許容応力度 30kN/m²以上）
- ☒ハ. べた基礎（長期許容応力度 20kN/m²以上）
- ☐ニ. 基礎ぐいを用いた構造（長期許容応力度 20kN/m²以上）

②本仕様書の内容によらず、図面へ記載又は独自の特記仕様書を用いる場合

☐（チェックボックス）が付いている場合

「～特記による。」と記載されている項目に☒（チェック）を入れ、図面へ記載するか、又は独自の特記仕様書を添付してください。

4.3.2 床 枠 組 床枠組による和室と廊下・洋室等との段差の解消方法は、次のいずれかによる。

- ☐イ. すべての範囲の床下張りを同一レベルで張り、和室以外の部分を二重床にする。
- ☐ロ. 1階に限り、和室の床根太とその他の部分の床根太の寸法型式を変え、床仕上げ面の段差を解消する。
- ☒ハ. その他、水平構面の剛性に十分配慮した方法で、特記による。

☐（チェックボックス）が付いていない場合

その項目を削除し、「特記による。」と記載した上で、図面へ記載するか、又は独自の特記仕様書を添付してください。

4.10.17.4 耐 力 壁 1. 耐力壁の種類は下表による。

耐力壁の種類と倍率

特記による	耐力壁の種類		摘要		
	材料	倍率	断面	釘	釘の本数又は間隔
I	筋かい	0.5	18mm×89mm 以上	CN65	上下枠・たて枠各2本
II	せっこうボード シーリングボード	1.0	厚さ 12mm 以上 " " "	GNF40 SN40	外周部@100、中間部@200 " "
III	強化せっこうボード	1.3	厚さ 12mm 以上	GNF40	外周部@100、中間部@200
IV	構造用せっこうボードB種	1.5	厚さ 12mm 以上	GNF40	外周部@100、中間部@200
V	構造用せっこうボードA種	1.7	厚さ 12mm 以上	GNF40	外周部@100、中間部@200
VI	ハードボード 構造用合板 (構造用合板規格2級)	2.5	厚さ 5mm 以上 " 7.5mm 以上	CN50 CN50	外周部@100、中間部@200 " "
VII	構造用パネル パーティクルボード ハードボード 構造用合板 (構造用合板規格1級) 構造用合板 (構造用合板規格2級)	3.0	厚さ — 12mm 以上 " 7mm 以上 " 7.5mm 以上 " 9mm 以上	CN50 CN50 CN50 CN50 CN50	外周部@100、中間部@200 " " " " " " " "

フラット35技術基準適合仕様確認書

【本確認書の使い方】

- ・本確認書は、本仕様書の内容のうち、フラット35技術基準に該当する仕様項目を整理した表です。
- ・「住宅の構造」欄には、構造ごとに実施しなければならない仕様項目について○印で示してあります。つまり、○印を付した該当項目について、仕様書本文中にあるアンダーライン「_____」部分「_____」部分が、遵守しなければならない基準となります。
- ・フラット35技術基準に適合していることをこの確認書の仕様項目に基づき確認し、実施する仕様の「適合確認欄」のチェックボックスに☑（チェック）を記入して下さい。
- ・☑（チェック）を記入した仕様項目について、仕様書の該当部分を添削した場合には、「特記欄」に「添削」と記入して下さい。また、添削をした場合には、その箇所がアンダーライン部分でないことを確認して下さい。アンダーライン部分を訂正すると、フラット35がご利用いただけない場合があります。

基 準 項 目	仕様書		住宅の構造		適合確認欄 ☑	特記欄
	仕様項目	ページ	木造 (耐久性)	準 耐火		
基礎の高さ	Ⅱ-3.4.2, 3.4.3	33	○		☐	
床下換気（注1）	Ⅱ-3.4.9	34	○		☐	
床下防湿	Ⅱ-3.4.13	35	○		☐	
基礎断熱工事（基礎断熱工法に限る）	Ⅱ-3.5	47	○		☐	
土台の防腐・防蟻措置	Ⅱ-4.4.1	67	○	○	☐	
土台以外の木部の防腐・防蟻措置	Ⅱ-4.4.2	67	○		☐	
床下地面の防蟻措置	Ⅱ-4.6	69	○		☐	
浴室等の防水措置	Ⅱ-4.7	69	○		☐	
住戸間の界壁（連続建に限る）	Ⅱ-4.10.14	111	○	○	☐	
小屋裏換気	Ⅱ-4.13.1	134	○		☐	
点検口の設置（給排水設備）	Ⅱ-6.1.1	155	○	○	☐	
断熱工事（注2）	施工部位	Ⅱ-9.2	○	○	☐	
	断熱性能	Ⅱ-9.3	○	○	☐	
	防湿材の施工	Ⅱ-9.4.3	○	○	☐	
換気設備の設置（浴室等）	Ⅱ-13.4.1	228	○	○	☐	
省令準耐火構造（注3）	Ⅱ-14	238		○	☐	
45分準耐火構造（注3）	Ⅱ-16.1	254			☐	
1時間準耐火構造（注3）	Ⅱ-16.2	261			☐	

（注1）基礎断熱工事を行う場合は床下換気孔は設置しません。

（注2）断熱工事の地域区分については仕様書のⅡ-9.1.1を参照してください。

（注3）「住宅の構造」を準耐火とする場合は、仕様書のⅡ-14、Ⅱ-16.1、Ⅱ-16.2のいずれかの仕様とする必要があります。

フラット35Sについて

フラット35Sとは、フラット35をお申し込みのお客様が省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、当初10年間のお借入金利を引き下げる制度です。

フラット35Sは、お申込みの受付期間及び募集枠に制限があります。詳細は「フラット35サイト (www.flat35.com)」にてご確認ください。

フラット35Sをご利用いただく場合は、フラット35の技術基準に加えて以下の表の1～4のいずれか1つ以上の基準を満たしている住宅であることが必要です。

フラット35Sの技術基準（注1）

1 省エネルギー性	省エネルギー対策等級4に適合する住宅
2 耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上に適合する住宅又は免震建築物（注2）
3 バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上に適合する住宅
4 耐久性・可変性	劣化対策等級3及び維持管理対策等級2以上に適合する住宅（共同住宅等の場合は一定の更新対策（注3）が必要です）

（注1）各技術基準は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級等と同じです。

なお、住宅性能評価書を取得しなくてもフラット35Sはご利用いただけます。

（注2）免震建築物は、住宅性能表示制度の評価方法基準1～3に適合しているものを対象とします。

（注3）一定の更新対策とは、躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないことです。

フラット35S技術基準適合仕様確認書

【本確認書の使い方】

- ・本確認書は、仕様書の内容のうち、フラット35Sの各基準に該当する仕様項目を整理した表です。
- ・フラット35Sをご利用される場合は、本確認書を「フラット35技術基準適合仕様確認書」とあわせてお使いください。
- ・各仕様項目において、仕様書本文中にあるアンダーライン「_____」部分が、遵守しなければならない基準となります。
- ・フラット35Sの技術基準に適合していることを、この確認書の仕様項目に基づき確認し、実施する仕様の「適合確認欄」のチェックボックスに☑（チェック）を記入してください。
- ・仕様書によらずその性能を確保する場合、「特記欄」に「特記」と記入し、その内容について特記仕様書等を作成してください。
- ・フラット35Sをご利用いただく場合は、フラット35の技術基準に加えて、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性の4つの基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たしている住宅であることが必要です。

1. 省エネルギー性に関する基準（省エネルギー対策等級4）

項目		評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄 ☑	特記欄
			仕様項目	ページ		
a. 断熱構造とする部分		5-1(3)ロ①a	Ⅲ-1.2（施工部位）	268	☐	
b. 躯体の断熱性能等	断熱材の厚さ	5-1(3)ロ①b	Ⅲ-1.3.3（断熱材の厚さ）	272	☐	
	防湿材の施工	5-1(3)ロ①d	Ⅲ-1.4.3（防湿材の施工）	276	☐	
	屋根通気	5-1(3)ロ①d	<屋根を断熱構造とする場合> Ⅲ-1.4.9（屋根の施工）の2	276	☐	
	外壁通気	5-1(3)ロ①d	Ⅲ-1.4.7（壁の施工）の2	276	☐	
c. 開口部の断熱性能等	断熱性能	5-1(3)ロ①c	Ⅲ-1.7（開口部の断熱性能）	292	☐	
	日射侵入防止	5-1(3)ロ①c	Ⅲ-1.8（開口部の日射侵入防止措置）	295	☐	

2. 耐震住宅に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）

項目		評価方法 基準 項目番号	仕様書					適合 確認欄 ☑	特記欄
			仕様項目				ページ		
a. 土台・柱	土台の寸法形式	1-1(3)へ③	平屋/2階建 Ⅱ-4. 8. 1（土台の寸法型式等）				74	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 3. 1（土台の寸法型式等）				248	☐	
	アンカーボルト		平屋/2階建 Ⅱ-3. 4. 8（アンカーボルト）				34	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 2. 4（アンカーボルト）				246	☐	
b. 耐力壁	仕様全般	1-1(3)へ③	Ⅲ-2. 3（耐力壁）				298	☐	
	耐力壁枠組の 寸法形式・間隔		平屋/2階建 Ⅱ-4. 10. 1（耐力壁）				91	☐	
			Ⅱ-4. 10. 17. 2（たて枠）				113	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 5. 1（耐力壁）				249	☐	
	耐力壁の形式		平屋/2階建 Ⅱ-4. 10. 1（耐力壁）				91	☐	
			Ⅱ-4. 10. 17. 4（耐力壁）				113	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 5. 1（耐力壁）				249	☐	
			平屋/2階建 Ⅱ-4. 10. 11（筋かい）				110	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 5. 9（筋かい）				250	☐	
	※検討方法		壁量計算 ・ 許容応力度計算 ・ その他（ ）					☐	
最大壁線間隔	1-1(3)へ③	（							

d. 床組等	床枠組	1-1(3)へ①	平屋/2階建 Ⅱ-4. 9（平屋建又は2階建の床枠組（最下階以外の床枠組））	77	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 4（床枠組）	248	☐	
	小屋組		平屋/2階建 Ⅱ-4. 12（平屋建又は2階建の小屋組）	115	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 6（小屋組）	251	☐	
	※検討結果	2階 適合 ・ 不適合		☐		
		3階 適合 ・ 不適合		☐		
		屋根・小屋 適合 ・ 不適合		☐		
e. 接合部	金物の品質	1-1(3)へ③	Ⅱ-4. 2. 4（諸金物）	52	☐	
	たて枠上下端の接合部	1-1(3)へ①b(i)	Ⅲ-2. 5（接合部）	298	☐	
	※検討方法		簡易計算法・許容応力度計算・その他（ ）		☐	
f. 基礎	仕様一般	1-1(3)へ②	Ⅲ-2. 2（基礎）	298	☐	
	根入れ深さ		深さ（			

<使い方>

- ・ 枠組壁工法の建築物における基準（壁量計算等）、保有水平耐力計算等又は限界耐力計算により、住宅性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）等級2」以上の耐震性能が確保できることを確認した上で、その設計内容を基に必要事項を記入してください。
- ・ 記入内容が複数ある場合はカッコ内にそれぞれ併記してください。
- ・ 項目欄に※印のあるものについては該当する内容を○で囲ってください。

3. 免震住宅に関する基準（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

項目	評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄 ☑	特記欄
		仕様項目	ページ		
告示第2009号第2に規定された免震建築物	1-3(3)イ	Ⅲ-3.2（基礎）	299	☐	
		Ⅲ-3.3（免震層）	300	☐	
		Ⅲ-3.4（上部構造）	301	☐	
		Ⅲ-3.5（下部構造）	301	☐	
免震層及び免震材料の維持管理	1-3(3)ロ	Ⅲ-3.6（維持管理等に関する事項）	301	☐	

4. バリアフリー性に関する基準（高齢者等配慮対策等級 3）

項目	評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄 ☑	特記欄
		仕様項目	ページ		
① 部屋の配置	9-1(3)ハ①	Ⅲ-4.2.1（部屋の配置）	303	☐	
② 段差	9-1(3)ハ②	Ⅲ-4.3.1（段差の解消）	303	☐	
③ 階段	9-1(3)ハ③	Ⅲ-4.4.1（住戸内階段の勾配） Ⅲ-4.4.2（住戸内階段の構造）の2	307	☐	
④ 手すり	9-1(3)ハ④	Ⅲ-4.5.1（手すりの設置箇所） （2のロにおいては（イ）に限る。）	309	☐	
⑤ 通路及び出入口の幅員	9-1(3)ハ⑤	Ⅲ-4.6.1（廊下及び出入口の幅員の確保）	318	☐	
⑥ 寝室、便所及び浴室の規模	9-1(3)ハ⑥a	Ⅲ-4.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の1	321	☐	
	9-1(3)ハ⑥b	Ⅲ-4.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の2	321	☐	
	9-1(3)ハ⑥c	Ⅲ-4.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の3	321	☐	

5. 耐久性・可変性に関する基準（劣化対策等級3及び維持管理対策等級2等）

項目		評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄 ☑	特記欄
			仕様項目	ページ		
外壁の枠組等		3-1(3)イ①a	Ⅲ-5.5.2（外壁の枠組の防腐・防蟻措置）	324	☐	
		3-1(3)イ①a	Ⅲ-5.5.3（外壁下地材の防腐・防蟻措置）	324	☐	
土台		3-1(3)イ①b	Ⅲ-5.5.1（土台の防腐・防蟻措置）	324	☐	
浴室及び脱衣室		3-1(3)イ①c	Ⅲ-5.7（浴室等の防水措置）	325	☐	
地盤		3-1(3)イ①d	Ⅲ-5.6（床下地面の防蟻措置）	325	☐	
基礎		3-1(3)イ①e	Ⅲ-5.2（基礎工事）	324	☐	
床下		3-1(3)イ①f	Ⅲ-5.3（床下換気）	324	☐	
			Ⅲ-5.4（床下防湿）	324	☐	
小屋裏		3-1(3)イ①g	Ⅲ-5.8（小屋裏換気）	325	☐	
専用配管	コンクリート内への埋め込み禁止	4-1(3)イ①	Ⅲ-5.9（専用配管）の1	325	☐	
	地中埋設管	4-1(3)イ②	Ⅲ-5.9（専用配管）の2	325	☐	
	排水管の内面	4-1(3)イ④	Ⅲ-5.9（専用配管）の3	325	☐	
共用配管等	コンクリート内への埋め込み禁止	4-2(3)イ①	Ⅲ-5.10（共用配管等）の1	325	☐	
	地中埋設管	4-2(3)イ②	Ⅲ-5.10（共用配管等）の2	325	☐	
	掃除口	4-2(3)イ③	Ⅲ-5.10（共用配管等）の3	325	☐	
	開口	4-2(3)イ④	Ⅲ-5.10（共用配管等）の4	325	☐	
	排水管の内面	4-1(3)イ③	Ⅲ-5.10（共用配管等）の5	326	☐	
	他の住戸専用部内設置禁止	4-1(3)イ③	Ⅲ-5.10（共用配管等）の6	326	☐	
更新対策	躯体天井高	4-4(3)イ	Ⅲ-5.11（更新対策（住戸専用部））の1	326	☐	
	住戸専用部の構造躯体	4-4(3)ロ	Ⅲ-5.11（更新対策（住戸専用部））の2	326	☐	

フラット35S（20年金利引下げタイプ）について

フラット35S（20年金利引下げタイプ）とは、フラット35をお申し込みのお客様が省エネルギー性、耐震性などに特に優れた住宅を取得される場合に、当初20年間のお借入金利を引き下げる制度です。

フラット35S（20年金利引下げタイプ）は、お申込みの受付期間及び募集枠に制限があります。詳細は「フラット35サイト（www.flat35.com）」にてご確認ください。

フラット35S（20年金利引下げタイプ）をご利用いただく場合は、フラット35の技術基準に加えて以下の表の1～4のいずれか1つ以上の基準を満たしている住宅である必要があります。

フラット35S（20年金利引下げタイプ）の技術基準

1 省エネルギー性 ^(注1)	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅（一戸建てに限る）
2 耐震性 ^(注2)	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3に適合する住宅
3 バリアフリー性 ^(注2)	高齢者等配慮対策等級4又は5に適合する住宅
4 耐久性・可変性 ^(注3)	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき「長期優良住宅」の認定を受けた住宅

（注1）「1 省エネルギー性」の技術基準における「住宅事業建築主の判断の基準」の適合の確認については、次に掲げるいずれかの書類の写しを検査機関に対してご提出いただくことにより実施します。

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に定める登録建築物調査機関から発行された「住宅事業建築主基準に係る適合証」
- ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める登録住宅性能評価機関から発行された「エコポイント対象住宅証明書*」又は「エコポイント対象住宅証明書（変更）*」（*エコポイント対象住宅判定基準が「住宅事業建築主基準」のものに限る。）

（注2）「2 耐震性」及び「3 バリアフリー性」の技術基準は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の等級と同じです。なお、住宅性能評価書を取得していなくてもフラット35S（20年金利引下げタイプ）はご利用いただけます。

（注3）「4 耐久性・可変性」の技術基準における長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき「長期優良住宅」の認定を受けた住宅のことです。長期優良住宅に係る「認定通知書」の写しを金融機関にご提出いただく必要があります。

フラット35S（20年金利引下げタイプ）技術基準適合仕様確認書

【本確認書の使い方】

- ・本確認書は、本仕様書の内容のうち、フラット35S（20年金利引下げタイプ）の各基準に該当する仕様項目を整理した表です。
- ・各仕様項目において、仕様書本文中にあるアンダーライン「_____」部分が、遵守しなければならない基準となります。
- ・フラット35S（20年金利引下げタイプ）の技術基準に適合していることを、この確認書の仕様項目に基づき確認し、実施する仕様の「適合確認欄」のチェックボックスに☑（チェック）を記入してください。
- ・仕様書によらずその性能を確保する場合、「特記欄」に「特記」と記入し、その内容について特記仕様書等を作成してください。
- ・フラット35S（20年金利引下げタイプ）をご利用いただく場合は、フラット35の技術基準に加えて、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性の4つの基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす住宅であることが必要です。

1. 省エネルギー性に関する基準（「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅）

※一戸建住宅に限る。

仕 様 項 目			仕様書 ページ	適合 確認欄 ☑	特記欄	
(1)所在地(市町村名まで)			335	☐		
(2)地域区分			335	☐		
(3)申請住宅に係る基準一次エネルギー消費量 ……………①	() GJ/戸・年		334	☐		
(4)評価方法	☐算定用シート ☐算定用プログラム			☐		
(5)申請住宅の 一次エネルギー消費量 ※コージェネレーション システム設置の有無の いずれかを選択	☐コージェネ レーション システムを 設置しない 場合	A 暖房設備	() GJ/戸・年	342	☐	
B 冷房設備		() GJ/戸・年	346	☐		
C 給湯設備		() GJ/戸・年	347	☐		
D 換気設備		() GJ/戸・年	348	☐		
E 照明設備		() GJ/戸・年	348	☐		
小計 (A+B+C+D+E) ……②		() GJ/戸・年		☐		
F 太陽光発電による発電量 ※総発電量より売電量及び 家電で消費する量を除いた量		() GJ/戸・年	349	☐		
合計 (②-F) ……………③		() GJ/戸・年		☐		
	☐ コージェネレーションシステムを設置する場合 ……④	() GJ/戸・年		☐		
(6)申請住宅の基準達成率	①/(③または④)×100 ※100%以上となる場合に、基準に適合		() %	☐		

2. 耐震性に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3）

項目		評価方法 基準 項目番号	仕様書					適合 確認欄 ☑	特記欄
			仕様項目				ページ		
a. 土台・柱	土台の寸法形式	1-1(3)へ③	平屋/2階建 Ⅱ-4. 8. 1（土台の寸法型式等）				74	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 3. 1（土台の寸法型式等）				248	☐	
	アンカーボルト		平屋/2階建 Ⅱ-3. 4. 8（アンカーボルト）				34	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 2. 4（アンカーボルト）				246	☐	
b. 耐力壁	仕様全般	1-1(3)へ③	Ⅳ-2. 3（耐力壁）				351	☐	
	耐力壁枠組の 寸法形式・間隔		平屋/2階建 Ⅱ-4. 10. 1（耐力壁）				91	☐	
			Ⅱ-4. 10. 17. 2（たて枠）				113	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 5. 1（耐力壁）				249	☐	
	耐力壁の形式		平屋/2階建 Ⅱ-4. 10. 1（耐力壁）				91	☐	
			Ⅱ-4. 10. 17. 4（耐力壁）				113	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 5. 1（耐力壁）				249	☐	
			平屋/2階建 Ⅱ-4. 10. 11（筋かい）				110	☐	
			3階建 Ⅱ-15. 5. 9（筋かい）				250	☐	
※検討方法		壁量計算 ・ 許容応力度計算 ・ その他（ ）					☐		
最大壁線間隔	1-1(3)へ③	（							

d. 床組等	床枠組	1-1(3)へ①	平屋/2階建 II-4.9 (平屋建又は2階建の床枠組 (最下階以外の床枠組))	77	☐	
			3階建 II-15.4 (床枠組)	248	☐	
	小屋組	1-1(3)へ①	平屋/2階建 II-4.12 (平屋建又は2階建の小屋組)	115	☐	
			3階建 II-15.6 (小屋組)	251	☐	
	※検討結果		2階 適合 ・ 不適合		☐	
			3階 適合 ・ 不適合		☐	
			屋根・小屋 適合 ・ 不適合		☐	
e. 接合部	金物の品質	1-1(3)へ③	II-4.2.4 (諸金物)	52	☐	
	たて枠上下端の接合部	1-1(3)へ①b(i)	IV-2.5 (接合部)	351	☐	
	※検討方法		簡易計算法・許容応力度計算・その他 ()		☐	
f. 基礎	仕様一般	1-1(3)へ②	IV-2.2 (基礎)	351	☐	
	根入れ深さ		深さ (mm)		☐	
	※基礎の形式及び仕様		布基礎 ・ べた基礎 ・ その他 ()		☐	
			平屋/2階建 II-3.4.2 (布基礎)	33	☐	
			3階建 II-15.2.2.1 (布基礎)	245	☐	
			平屋/2階建 II-3.4.3 (べた基礎・基礎ぐい)	33	☐	
	3階建 II-15.2.2.2 (べた基礎・基礎ぐい)		245	☐		
※検討方法		スパン表 ・ 許容応力度計算 ・ その他 ()		☐		
g. 横架材	たるき	1-1(3)へ②	()		☐	
	屋根梁		()		☐	
	3階外壁まぐさ		()		☐	
	3階内壁まぐさ		()		☐	
	2階外壁まぐさ		()		☐	
	2階内壁まぐさ		()		☐	
	1階外壁まぐさ		()		☐	
	1階内壁まぐさ		()		☐	
	※検討方法		スパン表 ・ 許容応力度計算 ・ その他 ()		☐	

<使い方>

- ・ 枠組壁工法の建築物における基準（壁量計算等）、保有水平耐力計算等又は限界耐力計算により、住宅性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）等級3」以上の耐震性能が確保できることを確認した上で、その設計内容を基に必要事項を記入してください。
- ・ 記入内容が複数ある場合はカッコ内にそれぞれ併記してください。
- ・ 項目欄に※印のあるものについては該当する内容を○で囲ってください。

3. バリアフリー性に関する基準（高齢者等配慮対策等級 4）

項目	評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄 ☑	特記欄
		仕様項目	ページ		
部屋の配置	9-1(3)ロ①	IV-3.2.1（部屋の配置）	352	☐	
段差	9-1(3)ロ②	IV-3.3.1（段差の解消）	352	☐	
階段	9-1(3)ロ③	IV-3.4.1（住戸内階段の勾配） IV-3.4.2（住戸内階段の構造）の 2、3	356	☐	
手すり	9-1(3)ロ④	IV-3.5.1（手すりの設置箇所）	356	☐	
通路及び出入口の幅員	9-1(3)ロ⑤	IV-3.6.1（廊下及び出入口の幅員の確保）	357	☐	
寝室、便所及び浴室	9-1(3)ロ⑥a	IV-3.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の 1、3	357	☐	
	9-1(3)ロ⑥b	IV-3.7.1（寝室、便所及び浴室の規模）の 2	357	☐	

4. 耐久性・可変性に関する基準（長期優良住宅）

項目		評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄 ☑	特記欄
			仕様項目	ページ		
a. 構造躯体等の劣化対策	外壁の枠組等	3-1(3)イ①a	IV-4.2.7.2（外壁の枠組の防腐・防蟻措置）	360	☐	
			IV-4.2.7.3（外壁下地材の防腐・防蟻措置）	360	☐	
	土台	3-1(3)イ①b	IV-4.2.7.1（土台の防腐・防蟻措置）	360	☐	
	浴室及び脱衣室	3-1(3)イ①c	IV-4.2.8（浴室等の防水措置）	360	☐	
	地盤	3-1(3)イ①d	IV-4.2.2（床下地面の防蟻措置）	360	☐	
	基礎	3-1(3)イ①e	IV-4.2.1（基礎工事）	360	☐	
	床下	3-1(3)イ①f	IV-4.2.3（床下換気）及び、IV-4.2.4（床下防湿）	360	☐	
	小屋裏	3-1(3)イ①g	IV-4.2.9（小屋裏換気）	360	☐	
	点検口		IV-4.2.5（点検口の設置）	360	☐	
	床下空間		IV-4.2.6（床下空間高さ）	360	☐	
b. 耐震性	□イ. 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上とする場合		IV-4.3.2（耐震）	361	☐	
	□ロ. 限界耐力計算による場合					
	□ハ. 免震建築物とする場合		IV-4.3.3（免震）	362	☐	
c. 可変性（一戸建以外の場合のみ）	躯体天井高		IV-4.4.2（躯体天井高）	362	☐	

項目			評価方法基準 項目番号	仕様書		適合 確認欄 ☑	特記欄
				仕様項目	ページ		
d. 維持管理・更新の容易性	専用配管	コンクリート内への埋め込み禁止	4-1(3)イ①	IV-4.5.2（専用配管）の1	363	☐	
		地中埋設管	4-1(3)イ②	IV-4.5.2（専用配管）の2	363	☐	
		他の住戸専用部内への設置禁止	4-1(3)イ③	IV-4.5.2（専用配管）の6	363	☐	
		排水管内面	4-1(3)イ④	IV-4.5.2（専用配管）の3	363	☐	
		掃除口	4-1(3)イ⑤	IV-4.5.2（専用配管）の4	363	☐	
		接合部開口	4-1(3)イ⑥	IV-4.5.2（専用配管）の5	363	☐	
	共用配管 □適用範囲外	コンクリート内への埋め込み禁止	4-2(3)イ①	IV-4.5.3（共用配管）の1	363	☐	
		地中埋設管	4-2(3)イ②	IV-4.5.3（共用配管）の2	363	☐	
		掃除口	4-2(3)イ③	IV-4.5.3（共用配管）の3	364	☐	
		接合部開口	4-2(3)イ④	IV-4.5.3（共用配管）の4	364	☐	
		排水管内面	4-2(3)イ⑤	IV-4.5.3（共用配管）の5	364	☐	
		横主管	4-2(3)イ⑥	IV-4.5.3（共用配管）の6	364	☐	
		設置位置	4-2(3)イ⑦	IV-4.5.3（共用配管）の7	364	☐	
	共用排水管 □適用範囲外	コンクリート内への埋め込み禁止	4-3(3)イ①a	IV-4.5.4（共用排水管）の1	364	☐	
		地中埋設管	4-3(3)イ①b	IV-4.5.4（共用排水管）の2	364	☐	
		横主管	4-3(3)イ①c	IV-4.5.4（共用排水管）の3	364	☐	
		設置位置	4-3(3)イ①d	IV-4.5.4（共用排水管）の4	364		
		更新等の措置	4-3(3)イ①e及びf	IV-4.5.4（共用排水管）の5	364	☐	
e. 省エネルギー対策	省エネルギー対策			IV-4.6（省エネルギー対策）	366	☐	
f. その他	維持保全の期間			IV-4.7.1（維持保全の期間）	366	☐	
	維持保全計画			IV-4.7.2（維持保全計画）	366	☐	
	まちなみ・景観への配慮			IV-4.7.3（まちなみ・景観への配慮）	367	☐	
	住戸床面積			IV-4.7.4（住戸床面積）	367	☐	

〔第Ⅰ章〕工 事 概 要

(設計図面に記載した場合は、ここに記入する必要はありません)

1. 工 事 内 容

(1) 構 造 : (準耐火構造、省令準耐火構造、その他_____)

(2) 階 数 : (平屋建、2階建、3階建)

(3) 床 面 積 : 1階_____m²、2階_____m²、3階_____m²、計_____m²

(4) 戸 建 型 式 : (1戸建、連続建、重ね建)

(5) 附帯設備工事 : (電気、給排水、衛生、ガス、その他_____)

(6) 別 途 工 事 : _____

2. 外 部 仕 上 表

各 部 名 称	仕 上	備 考
基 礎		
外 壁		
屋 根		
軒 裏		
ひ さ し		
と い		
塗 装 木 部 鉄 部		

3. 内 部 仕 上 表

室 名		床	巾 木	壁
玄 関				
居 住 室				
押 入				
台 所				
便 所				
洗面・脱衣室				
浴 室				
縁 側				
廊 下				
階 段				

(注)

1. 塗装仕上げはそれぞれの欄に記入すること。
2. 備考欄には設計に含まれているもの（造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、大小便器、手洗器、洗面器など）を記入すること。

天 井	備 考

4. 附 帯 設 備 表

室 名		電 灯	ス イ ッ チ	コンセント	水 栓	ガ ス 栓	電話用配管	電 話 機
玄 関		灯	個	個			個	個
居 住 室		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
台 所		灯	個	個	個	個	個	個
便 所		灯	個	個	個			
洗面・脱衣室		灯	個	個	個	個	個	個
浴 室		灯			個	個		
縁 側		灯	個	個			個	個
廊 下		灯	個	個			個	個
階 段		灯	個	個				
		灯	個	個	個	個	個	個
		灯	個	個	個	個	個	個

(注) 電灯欄は、直付、埋込み、コード吊、ブラケットなどそれぞれ記入のこと。

〔第Ⅱ章〕工 事 仕 様 書

1. 一 般 事 項	27
1.1 総 則	
1.2 施 工 一 般	
2. 仮 設 工 事	31
2.1 なわ張り等	
2.2 足場・仮囲い・設備	
3. 土 工 事 ・ 基 礎 工 事	32
3.1 土 工 事	
3.2 地 業	
3.3 地下室の基礎壁	
3.4 平屋建又は2階建の基礎工事	
3.5 基礎断熱工事	
3.6 埋戻し・地ならし	
4. 軀 体 工 事	51
4.1 一 般 事 項	
4.2 材 料	
4.3 断 面 寸 法 等	
4.4 木部の防腐・防蟻措置	
4.5 薄板軽量形鋼の防錆措置	
4.6 床下地面の防蟻措置	
4.7 浴室等の防水措置	
4.8 平屋建又は2階建の土台及び最下階の床組	
4.9 平屋建又は2階建の床枠組（最下階以外の床枠組）	
4.10 平屋建又は2階建の壁枠組	
4.11 支 持 柱	
4.12 平屋建又は2階建の小屋組	
4.13 小屋裏換気・軒裏換気	
5. 屋 根 工 事	137
5.1 屋根工事一般	
5.2 下 ぶ き	
5.3 金 属 板 ぶ き	
5.4 粘土がわらぶき	
5.5 プレスセメントがわら	
5.6 住宅屋根用化粧スレートぶき	
5.7 アスファルトシングルぶき	
5.8 むねと壁との取合い、軒先、けらば及び谷ぶき	
5.9 水切り・雨押え	
5.10 と い	
6. 給 排 水 設 備 工 事	155
6.1 一 般 事 項	
6.2 給水・給湯設備工事	
6.3 排水設備工事	
7. ガス設備工事・ガス機器等設置工事	164
7.1 一 般 事 項	
7.2 ガス設備工事	
7.3 ガス 機 器 等	

8. 電 気 工 事	167
8.1 一 般 事 項	
8.2 電力設備工事	
8.3 弱電設備工事	
9. 断 熱 工 事	172
9.1 一 般 事 項	
9.2 施 工 部 位	
9.3 断 熱 性 能	
9.4 断熱材等の施工	
10. 内 外 装 工 事	189
10.1 左 官 工 事	
10.2 タ イ ル 張 り	
10.3 仕上塗材仕上げ	
10.4 サイディング張り等	
10.5 開口部まわりのシーリング処理	
10.6 セッコウボード張り	
10.7 内 装 工 事	
11. 建 具 ま わ り 造 作 工 事	210
11.1 外部建具及び止水	
11.2 内 部 建 具	
11.3 建 具 金 物	
11.4 階 段	
11.5 バルコニーの床防水	
11.6 バルコニー手すり	
12. 塗 装 工 事	224
12.1 一 般 事 項	
12.2 工 法	
13. 衛生設備工事・雑工事	227
13.1 衛生設備工事	
13.2 浄 化 槽 工 事	
13.3 便 槽 工 事	
13.4 局所換気設備	
13.5 居室等の換気設備	
13.6 雑 工 事	
14. 省令準耐火構造の住宅の仕様	238
14.1 一 般 事 項	
14.2 屋根、外壁及び軒裏	
14.3 界壁以外の部分の内壁	
14.4 界床以外の部分の天井	
14.5 界 壁	
14.6 界 床	
14.7 界床の下に存する住宅の内壁	
14.8 壁 張 り	
14.9 天 井 張 り	
14.10 下 が り 天 井	
14.11 そ の 他	

15. 3 階 建 の 仕 様	245
15.1 一 般 事 項	
15.2 基 礎 工 事	
15.3 土 台	
15.4 床 枠 組	
15.5 壁 枠 組	
15.6 小 屋 組	
15.7 防 火 仕 様	
15.8 避 難 措 置 等	
16. 準耐火構造の住宅の仕様	254
16.1 45分準耐火構造の住宅の仕様	
16.2 1時間準耐火構造の住宅の仕様	

〔第Ⅲ章〕フラット35S工事仕様書

フラット35Sについて・フラット35S工事仕様書の使い方	266
1. 省エネルギー性に関する基準（省エネルギー対策等級4）に係る仕様	267
1.1 一 般 事 項	
1.2 施 工 部 位	
1.3 断 熱 性 能	
1.4 断熱材等の施工	
1.5 気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
1.6 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
1.7 開口部の断熱性能	
1.8 開口部の日射侵入防止措置	
2. 耐震住宅に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）に係る仕様	297
2.1 一 般 事 項	
2.2 基 礎	
2.3 耐 力 壁	
2.4 床 組 等	
2.5 接 合 部	
2.6 横架材及び基礎	
3. 免震住宅に関する基準（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る仕様	299
3.1 一 般 事 項	
3.2 基 礎	
3.3 免 震 層	
3.4 上 部 構 造	
3.5 下 部 構 造	
3.6 維持管理等に関する事項	
4. バリアフリー性に関する基準（高齢者等配慮対策等級3）に係る仕様	302
4.1 一 般 事 項	
4.2 部 屋 の 配 置	
4.3 住戸内の段差の解消	
4.4 住 戸 内 階 段	

4.5	手　　す　　り	
4.6	廊下及び出入口の幅員	
4.7	寝室、便所及び浴室	
4.8	その他の配慮	
5.	耐久性・可変性に関する基準（劣化対策等級3及び維持管理対策等級2等）に係る仕様	324
5.1	一　般　事　項	
5.2	基　礎　工　事	
5.3	床　下　換　気	
5.4	床　下　防　湿	
5.5	木部の防腐・防蟻措置	
5.6	床下地面の防蟻措置	
5.7	浴室等の防水措置	
5.8	小　屋　裏　換　気	
5.9	専　用　配　管	
5.10	共　用　配　管　等	
5.11	更新対策（住戸専用部）	

〔第Ⅳ章〕フラット35S（20年金利引下げタイプ）工事仕様書

フラット35S（20年金利引下げタイプ）について・フラット35S（20年金利引下げタイプ）工事仕様書の使い方		330
1.	省エネルギー性に関する基準（「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅）に係る仕様	331
1.1	一　般　事　項	
1.2	基準一次エネルギー消費量	
1.3	地　域　区　分	
1.4	躯体の断熱性能	
1.5	設　備　機　器	
2.	耐震性に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3）に係る仕様	350
2.1	一　般　事　項	
2.2	基　　　　　礎	
2.3	耐　　力　　壁	
2.4	床　　組　　等	
2.5	接　　合　　部	
2.6	横架材及び基礎	
3.	バリアフリー性に関する基準（高齢者等配慮対策等級4）に係る仕様	352
3.1	一　般　事　項	
3.2	部　屋　の　配　置	
3.3	住戸内の段差の解消	
3.4	住　戸　内　階　段	
3.5	手　　す　　り	
3.6	廊下及び出入口の幅員	
3.7	寝室、便所及び浴室	
3.8	その他の配慮	
4.	耐久性・可変性に関する基準（長期優良住宅）に係る仕様	359
4.1	一　般　事　項	

- 4.2 構造躯体等の劣化対策
- 4.3 耐震性
- 4.4 可変性
- 4.5 維持管理・更新の容易性
- 4.6 省エネルギー対策
- 4.7 その他

1. 目的

2. 対象となる建築物の種類

3. 対象となる建築物の部位

4. 対象となる建築物の構造

5. 対象となる建築物の用途

6. 対象となる建築物の所在地

7. 対象となる建築物の築年数

8. 対象となる建築物の所有者

9. 対象となる建築物の管理担当者

10. 対象となる建築物の調査方法

11. 対象となる建築物の調査結果

12. 対象となる建築物の調査結果の活用

13. 対象となる建築物の調査結果の公表

14. 対象となる建築物の調査結果の活用

15. 対象となる建築物の調査結果の公表

16. 対象となる建築物の調査結果の活用

17. 対象となる建築物の調査結果の公表

18. 対象となる建築物の調査結果の活用

19. 対象となる建築物の調査結果の公表

20. 対象となる建築物の調査結果の活用

21. 対象となる建築物の調査結果の公表

22. 対象となる建築物の調査結果の活用

23. 対象となる建築物の調査結果の公表

24. 対象となる建築物の調査結果の活用

25. 対象となる建築物の調査結果の公表

26. 対象となる建築物の調査結果の活用

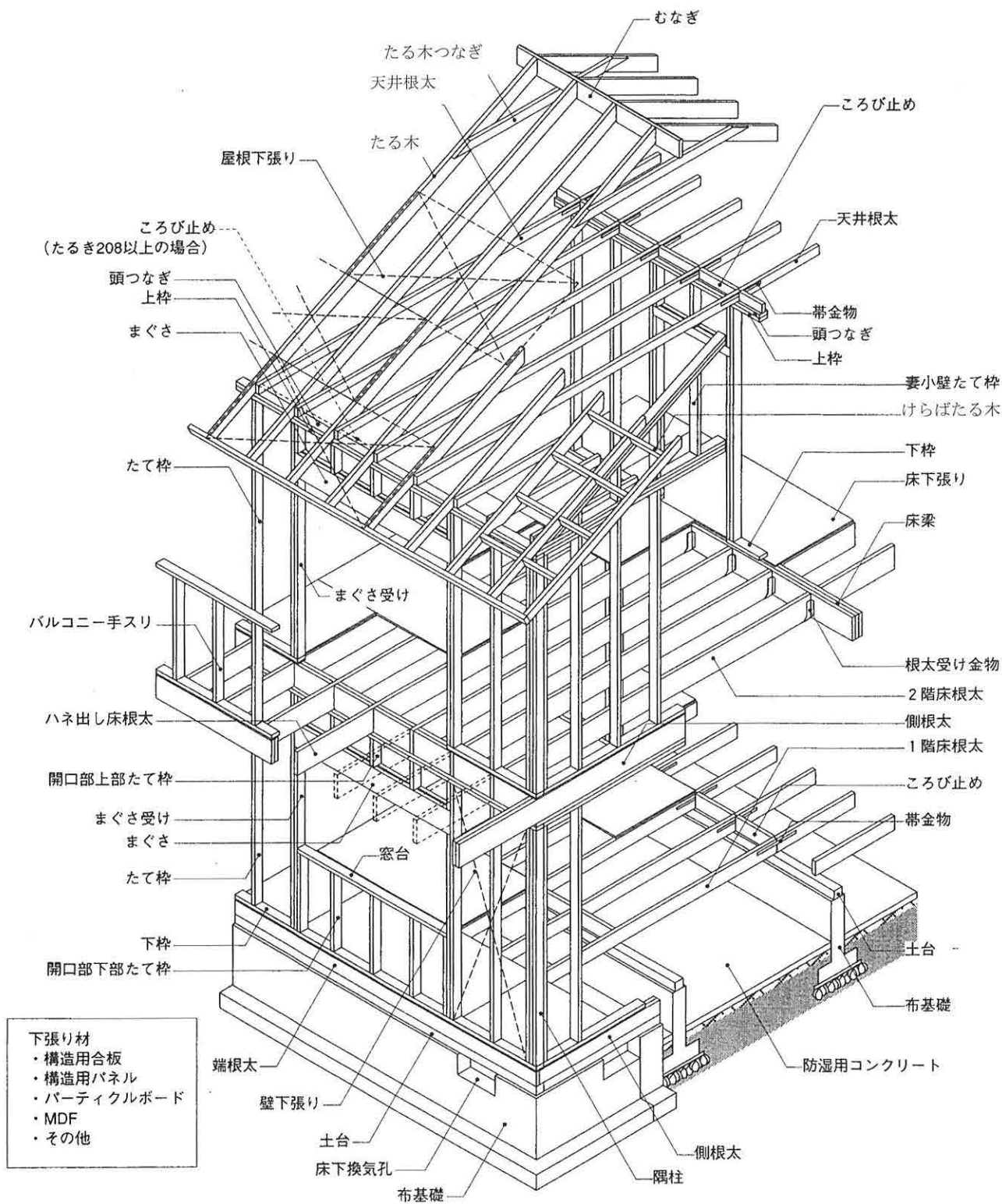
27. 対象となる建築物の調査結果の公表

28. 対象となる建築物の調査結果の活用

29. 対象となる建築物の調査結果の公表

30. 対象となる建築物の調査結果の活用

建築物の調査結果



各部材の名称